

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

人 安 第 1 3 6 号
(生企、刑企、捜一)
令 和 7 年 1 0 月 1 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察本部事態対処チームの運用による一体的な対処について
人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）に対する組織的な対処を強化するため、次のとおり青森県警察本部事態対処チーム（以下「事態対処チーム」という。）及び警察署事態対処班の体制等の見直しを行ったので、その効果的な運用により、人身安全関連事案への対処に万全を期されたい。

記

1 目的

人身安全関連事案の認知段階から、警察本部と警察署、生活安全部門と刑事部門が一体となった対処態勢を迅速に立ち上げ、当該事案の危険性や切迫性等に応じ、検挙・保護・行政・援助措置といった一連の複合的な安全確保対策を的確に講ずることにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ることを目的とする。

2 編成所属

事態対処チームは、生活安全部及び刑事部に所属する指定捜査員で構成する。
各警察署では警察署事態対処班を編成し、人数は署情に応じて決定する。

3 対処体制

（1）事態対処チーム

ア 総括責任者（司令塔）

生活安全部長とし、事態対処チームの運用全般の指揮に当たる。

イ 副総括責任者

生活安全企画課長及び刑事企画課長とし、事態対処チームの運用全般の指揮に当たる。

ウ 責任者

人身安全対策課長及び捜査第一課長とし、総括責任者等を補佐しつつ、事態対処チームの運用全般の指揮に当たる。

エ 総括班長

人身安全対策課人身安全対策官及び捜査第一課広域捜査官兼性犯罪捜査指導官とし、相互に緊密な連携を図り、総括責任者等を補佐しつつ、事態対処チームの具体的な指揮に当たる。

オ 各班

総括班長の下に、「人身安全対策1班」、「人身安全対策2班」、「人身安全

対策3班」及び「事件捜査班」を編成し、各班に課長補佐以上の班長を置く。
カ 事態対処チームの庶務は、人身安全対策課において行う。

(2) 警察署事態対処班

ア 総括責任者

警察署長とし、事態対処班の運用全般の指揮に当たる。

イ 責任者

青森、八戸及び弘前警察署は刑事生活安全官、五所川原、黒石、十和田、
三沢及びむつ警察署は副署長、その他警察署は次長又は刑事生活安全課長を
指定する。

ウ 各班

責任者の下に「事件即応班」及び「安全確保即応班」を編成し、原則として各班に警部級の班長を置くこと。

4 主な任務

検挙と保護の両面から集中的かつ複合的な安全確保対策を講じることを基本的任務とする。

(1) 警察本部事態対処チーム

(2) 警察署事態対処班

5 派遣の判断等

(1) 人身安全関連事案に係る相談を受理した場合

(2) 事件対応が先行した場合

(3) 他都道府県警察から支援等要請がある場合

6 派遣期間等

事態対処チームの派遣期間は、責任者と警察署長が協議して決める。

7 警察本部長への報告

重要又は特異な事案については、遅滞なく警察本部長に報告する。

8 連絡会議の設置

連絡会議を設置し、適宜、個別事案に係る危険性・切迫性等を検討・協議する
ほか、組織的な情報共有を図る。

9 教養訓練

事態対処能力の向上と連携の強化を図るための実践的な演習や具体的な指導教養を継続して行う。

10 編成時期

原則として年度初めに編成替えを行い、人身安全対策課に報告する。

担当： 人身安全対策課企画係